

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01283

研究課題名（和文）現代国際社会における裁判制度の重層的利用と義務的国際裁判制度の実効性に関する研究

研究課題名（英文）Effectiveness of International Judicial Procedures in the Current International Community: Coexistence and Conflicts of Plural International Judicial Procedures and the Compulsory Jurisdiction

研究代表者

河野 真理子（Kawano, Mariko）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90234096

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：義務的裁判制度が多様化している現在の国際社会では、1つの紛争について複数の法的論点が含まれる場合、紛争主題別に複数の裁判制度を利用しうる。各々の裁判制度が個別の条約によって設立され、それらの関係を調整する制度がない国際裁判制度の特性の一つである。特に義務的裁判制度の場合は、原告側の紛争主題の構成によって、被告側が予想しないような「紛争主題」が国際裁判に付託される例がみられる。国際紛争の一つの側面について国際裁判所が判断を示すことで紛争全体の解決が実現する場合もみられるものの、特に被告国にとっては大きな負担を生む場合が考えられる。国際裁判制度の間で何らかの調整が図られる必要があると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際連合によって構築されている国際社会の平和と安全の維持のためのメカニズムでは、国際紛争を平和的手段によって解決することは国際社会の平和と安全の意義に大きく資すると位置づけられている。国際裁判所に義務的管轄権を与えることは、国際裁判制度の利用促進という大きな効果を持つ。また、各条約によって国際裁判所の義務的管轄権が規定されていることによって、当該条約の下での義務の履行確保や紛争の予防という効果があると考えられる。本研究の成果は、国際裁判所の義務的管轄権の適切な機能のあり方及び複数の裁判所の義務的管轄権の機能の調整制度を考察し、より有効な国際裁判制度の運営への提言を示すものとなっている。

研究成果の概要（英文）：In the current international community, a variety of international courts and tribunals are established and are endowed with compulsory jurisdiction. In case where a dispute involves various kinds of legal issues, it is possible for the Applicant to specify different subject matters and to choose forums in accordance with respective subject matter. It can be said that this reflects one of the particular features of the international adjudication. In international adjudicative systems, there is no effective mechanism to coordinate the relationship of courts and tribunals. It is true that there are some cases in which an international court or tribunal decide one of the legal issues of a dispute and through that decision, the whole dispute can be settled successfully and finally. However, in other cases the Respondent cannot avoid being involved in unexpected proceedings. It is necessary to consider possible measures to coordinate the functions of international jurisdictions.

研究分野：国際公法

キーワード：国際司法裁判所 国連海洋法裁判所 義務的仲裁 国連海洋法条約 義務的管轄権 対世的義務 条約 全当事国に対する対世的義務

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

国際司法裁判所(以下、ICJ)の管轄権については、規程第36条1項で、紛争の両当事国の同意があることが原則とされている。ただし、条約の紛争解決条項又は紛争解決条約によってあらかじめこの同意を表明しておくことが可能である。また、紛争の両当事者がそれぞれ第36条2項に基づく強制管轄受諾宣言を行っている場合は、この宣言に基づき国際紛争をICJに付託することが可能である。こうしたICJの義務的管轄権制度では、必ずしもすべての国際紛争がその手続に付託されるわけではない。国連海洋法条約(以下、UNCLOS)第15部はこうしたICJの義務的裁判制度の限界を意識し、少なくともUNCLOSの解釈又は適用に関する紛争について、国際裁判所が義務的管轄権を有する制度を構築した。条約によって国際裁判所がこのような義務的管轄権を与えられる制度は、当該条約の解釈又は適用に関する紛争の解決を促進するだけでなく、当該条約の下での義務の履行を確保し、紛争を予防する効果があるとされている。ただし、「条約の解釈又は適用に関する紛争」という要件を満たすために、紛争主題を人為的に構成する事例がみられるようになってきている。こうした人為的に構成された紛争主題の「解決」がどのような意味を持つのかを研究したいと考えた。

## 2. 研究の目的

国際裁判所の管轄権には主権国家の同意が必要であるとされるため、国際裁判所が義務的管轄権を有するためには一つの紛争について複数の国際裁判手続が利用される先例において、国家が紛争主題をどのように構成して、義務的管轄権の行使の対象となる紛争の存在を立証しようとしたのかを研究し、国際紛争の利用のあり方を検討する。また、人為的に構成された紛争主題の場合、紛争全体の一部の側面を切り取って、国際裁判所の判決を得ることになる。そうした事例において、国際裁判所の判断が全体の紛争の解決にどのような意味を持っていたのかを検討する。

## 3. 研究の方法

義務的管轄権を利用して国際紛争が国際裁判所に付託された事案において、原告が国際裁判所の義務的管轄権を根拠づけるために紛争主題をどのように構成したのか、また、そうした原告が構成した紛争主題について、被告がどのような反論を行ったのかに注目し、裁判所がそれらの議論にどのような結論を示したのかについて、先例の研究を行う。特に複数の国際裁判手続が利用された事例で、それぞれの国際裁判所の義務的管轄権を根拠づけるため、紛争主題がどのように構成されたのかを比較検討する。

## 4. 研究成果

(1) 国際裁判制度では紛争の付託において国家の同意があることが原則であるが、国際裁判所の利用の促進だけでなく、国際紛争の防止や国際法上の義務の履行確保のために、国際裁判所の義務的管轄権を容認する条約制度が多くみられるようになってきている。国際紛争の一方の紛争当事国が国際裁判による紛争解決を希望する場合、義務的管轄権の制度を利用するために紛争主題を人為的に構成することで、義務的管轄権の行使の対象となることを正当化することになる。小田滋裁判官は、1990年代以降特に、原告が紛争の本質とは異なる紛争主題を人為的に構成することによって、ICJの義務的管轄権を利用しようとする事例が増えていくことに疑問を提起し、こうした義務的管轄権の利用のあり方に厳格な意見を執筆した。その後、ICJの先例において、条約の紛争解決条項に基づく義務的管轄権を利用した先例がより増加する中で、小田裁判官の義務的管轄権のあり方についての意見は改めて注目されなければならないだろう。そのような視点から、小田裁判官の少数意見の現代的な意味を考察した。

(2) 国際裁判所の義務的管轄権が強化された制度としてUNCLOSの紛争解決制度に特に注目した研究も行った。その結果として、1つの紛争について、紛争主題を人為的に構成することによって、複数の国際裁判制度を利用することが可能になることが明らかになった。義務的裁判制度の長所と短所が典型的にみられる先例として特に、モーリシャスと英国の間のチャゴス諸島に対する主権に関する紛争に注目した。

この紛争では、UNCLOS第15部が規定している義務的裁判制度と国際司法裁判制度が重層的に利用された。最初の事案は、UNCLOS附属書VIIに基づく仲裁裁判に紛争が付託されたものである。この事案では、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争という要件を満たすため、英国の「沿岸国」として地位や海洋保護区を設定する権限のみに限定した紛争主題が構築された。2015年の仲裁判断で、仲裁裁判所は、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争として、領域主権に関する紛争については管轄権を認めないものの、海洋保護区の設定に関する紛争主題について、管轄権を有するとの結論を示した。第二の事案は、UNCLOS附属書VIIの仲裁裁判所の仲裁判断の後に、ICJにモーリシャスの独立時点でチャゴス諸島がモーリシャスの領土から切り離されたことの法的結果を問う問題について、国連総会が勧告的意見を要請した事例である。2019

年の勧告的意見で ICJ は、チャゴス諸島の切り離しによってモーリシャスの人民自決の権利が侵害されたとの結論になり、英国がチャゴス諸島から撤退すべきとの意見を示した。勧告的意見によって示されたこの判断には法的拘束力がない。しかし、UNCLOS 第 15 部の紛争解決手続を利用したモーリシャスとモルディブ間の海洋境界事件の 2021 年の先決的抗弁判決で、国際海洋法裁判所は、ICJ の権威ある地位に鑑み、この判断の法的効果を容認する立場を示した。この事例では、国際裁判所の争訟手続だけでなく、勧告的意見手続をも重層的に利用することによって、紛争の一方の当事国であるモーリシャスは、自国が望む結果を得たことになる。英国は 2019 年の勧告的意見の後モチャゴス諸島からの撤退を拒否していたが、2022 年にチャゴス諸島からの撤退の意思を表明した。こうした形で国際紛争が「解決」されたことに国際裁判所の判断は重要な役割を果たしたと考えられる。

研究の開始当初は争訟事件の先例のみの検討を予定していたが、チャゴス諸島に対する主権に関する紛争の研究から、特に、人民自決の権利のような対世的権利及び義務 (right and obligation *erga omnes*) が紛争主題の一部に含まれる紛争について国際裁判手続の利用の意義を検討する際、争訟事件手続だけでなく勧告的意見手続も研究の対象とすべきことが明らかになった。

( 3 ) 条約によって義務的管轄権が設定されることは、条約全当事国に対する当事国間対世的義務 (obligation *erga omnes*) に関する紛争でも重要な役割を果たすようになっている。ICJ は、ベルギー対セネガルの訴追又は引渡し義務に関する問題事件の 2012 年判決で、ICJ が拷問等禁止条約の下での義務の履行確保に関する紛争主題について、条約全当事国に対する当事国間対世的義務の違反に関する紛争としての管轄権を容認した後、ガンビア対ミャンマーのジェノサイド条約の適用事件でも、2020 年の先決的抗弁判決で、ジェノサイド条約の紛争解決条項に基づく義務的管轄権を容認した。これらの事例は、いずれも条約全当事国に対する当事国間対世的義務の履行確保に関する紛争主題を構成すれば、義務的管轄権の行使が容認される先例となると考えられる。訴追又は引渡し義務に関する問題事件では、ICJ が、セネガルの訴追又は引渡し義務の違反を認め、この義務の履行を求める判決を示した。その後、セネガルの国内裁判制度の中に設けられた国際的な性質をもった裁判部として、特別アフリカ裁判部が設置され、元チャド大統領たるアブレに対し実質的な終身刑の判決が出された。この事案では特別な裁判手続の設置によって、ベルギーとセネガルの間の国際紛争が実質的に解決される結果となった。このような事案で、国際裁判所の義務的管轄権が果たすべき役割は今後も大きくなっていくと考えられるのではないだろうか。

( 2 ) の研究成果で示したように、今日の国際社会における紛争には、条約全当事国に対する当事国間対世的義務だけでなく、国際共同体全体の共通利益に関わる対世的権利及び義務が紛争主題の一部に含まれる事案も生じうる。条約全当事国に対する当事国間対世的義務の履行確保に関する紛争において ICJ が義務的管轄権を容認したことが、普遍的な国際共同体における対世的義務の履行確保に関する紛争にどのような影響を与える可能性があるかについてさらに研究を進めなければならないと考えている。そのような観点から、ガンビア対ミャンマーのジェノサイド条約の適用事件の本案判決や、ウクライナがロシアを相手に付託している国際裁判所の結果に今後注目していきたい。

( 4 ) 以上のような研究成果から、国際裁判所の義務的管轄権は国際紛争の解決に一定の成果をもたらすことを示すことができたと考えている。国際裁判所の義務的管轄権は、国際裁判を利用して紛争を解決したいと考える国家にとって、重要な手段となる。ただし、他方で、被告側となる国家にとって大きな政治的負担をもたらすものでもあると考えられる。原告側と被告側の両方の利益の衡平を確保することが非常に重要であると考えている。

また、特に、対世的義務や条約全当事国に対する当事国間対世的義務のような一定の共同体の共通利益を保護するための国際法規則の違反に関する紛争において国際裁判所がより重要な役割を果たすようになっていることも重要である。こうした分野での国際法規則の発展とそれに伴う紛争の増加により、国際裁判所の手続全体の役割が再検討されなければならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 2件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 河野真理子	4. 巻 97
2. 論文標題 チャゴス諸島の主権に関する問題と国際裁判	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 3-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野真理子	4. 巻 42
2. 論文標題 紛争処理における国際司法裁判所の勧告的意見プロセス：チャゴス諸島事件を契機として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 24-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野真理子	4. 巻 30
2. 論文標題 コロナ禍におけるクルーズ船の運航	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Cruise and Ferry	6. 最初と最後の頁 12-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野真理子	4. 巻 第120巻1・2号
2. 論文標題 海洋法における「人」の権利と利益の保護及び規律：コロナ禍における船員の保護を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 212-223
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Mariko Kawano	4. 巻 -
2. 論文標題 Implementation of the Rules of the UNCLOS through Universal and REgional Organizations	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Global Challenges and the Law of the Sea	6. 最初と最後の頁 9-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-3-030-42671-2-2	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 河野真理子	4. 巻 1546
2. 論文標題 対内直接投資の促進と国家安全保障	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 65-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Mariko Kawano	4. 巻 -
2. 論文標題 Transit Passage through the Malacca and Singapore Straits	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Zoom In 76, Questions of International Law	6. 最初と最後の頁 33-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Mariko Kawano	4. 巻 52
2. 論文標題 Judge Shigeru Oda: A Judge with Academic and Diplomatic Experiences	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Indian Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 1-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/s40901-018-0089-4	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計26件（うち招待講演 24件 / うち国際学会 18件）

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Measures to Ensure Resilient Cruise Industry after the Pandemic: In Light of International Law
3. 学会等名 Georgetown University Law Center, O'Neil Institute for National and Global Health Law (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 United Nations Convention on the Law of the Sea and the Protection and Preservation of the Marine Environment
3. 学会等名 The 10th Annual World Congress of Ocean (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 安全・安心な国際クルーズの再開に向けて
3. 学会等名 運輸総合研究所・みなと総合研究財団「安全安心なクルーズの実現：コロナ禍での経験と教訓を踏まえて（招待講演）」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Settlement of International Disputes under the UNCLOS
3. 学会等名 Brazilian Congress on the Law of the Sea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 State Responsibility
3. 学会等名 UN Regional Course in International Law for Asia and Pacific (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 EffectiSettlement of International Maritime Disputes and Utilization of Marine Resources
3. 学会等名 Greek, Cypriot and Japanese Perspectives on the Law of the Sea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 International Courts and Tribunals and the Rule of Law in Asia
3. 学会等名 Asian Society of International Law (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 紛争処理における国際司法裁判所勧告の意見プロセス：チャゴス諸島事件を契機として
3. 学会等名 世界法学会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 コロナ禍と国際海運における人の保護
3. 学会等名 早稲田大学グローバルヘルス研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 International Cooperation and Coordinated Approach to Maintain the Rule of Law at Sea
3. 学会等名 RIPS International Security Webinar（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 国際法の視点から見た海を守ることの重要性
3. 学会等名 アンスティテュ・フランセ・思想の夕べ（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Non-Living Marine Resources and Settlement of Disputes
3. 学会等名 Lecture Series on the Law of the Sea（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Japan's Exclusive Economic Zone
3. 学会等名 EULoS 2021 Roundtable (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 法的観点から見た南沙諸島、台湾海峡問題
3. 学会等名 早稲田大学次世代ロジスティクス研究所 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 感染症に強い国際観光旅客船の安全なクルーズに向けて：レジリエントで信頼性のある船舶および港湾づくりのための国際的な課題：国際法の観点から
3. 学会等名 クルーズアカデミー & クルーズ活性化会議 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Contribution of the Compulsory Dispute Settlement Procedures under the UNCLOS to the Development of the Law of the Sea
3. 学会等名 Congresso Brasileiro de Direito do Mar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Regionalism in International Economic Relations: In the Light of Japan's Treaties
3. 学会等名 Symposium, University of International Business and Economics (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Part XV of the LOSC and the 'Package Deal': How Comprehensive Is the Compulsory Dispute Settlement Mechanism of the LOSC?
3. 学会等名 International Workshop: The LOSC 25 Years after Its Entry into Force (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Finding Common Solutions to Civilizational Problems: International Law's Promise, Rethinking International Law
3. 学会等名 The 7th Biennial Conference of the Asia Society of International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Enhancement of the Economic Relations between Japan and Turkey and Japan's Policy to Enhance the Economic Partnership Agreements
3. 学会等名 Turk - Japan Yatirim Hukuda Guncel Gelismeler Sempozyumu (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Japan's Policy on Maritime Security to Ensure the Rule of Law in Asian Maritime Areas
3. 学会等名 Key-Note Speech in the Japan-ASEAN Symposium for International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Implementation of the Rules of UNCLOS through Universal and Regional Organization
3. 学会等名 VIIth Colloquium of the International Association of the Law of the Sea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Gray Zone Issues in International Law
3. 学会等名 Operational Law Office, JMSDF Command and Staff Colleg and Stockton Center for International Law, U.S. Naval War College Worksho on Jananes Security and International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mariko Kawano
2. 発表標題 Use of Force at Sea as Law Enforcement Measures: Colloquium on the Law of the Sea
3. 学会等名 New Governance of the Law of the Sea, Waseda University, Faculty of Law (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 国連海洋法条約の下での紛争解決制度の意義と課題：みなみまぐる事件の経験から
3. 学会等名 法務省研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 河野真理子
2. 発表標題 国連海洋法条約の下での紛争解決制度の意義と課題：みなみまぐる事件の経験から
3. 学会等名 法務省研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 Mariko Kawano	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 -
3. 書名 Research Handbook on International Procedural Law	

1. 著者名 河野真理子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1446
3. 書名 国際関係と法の支配	

1. 著者名 Mariko Kawano	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Brill	5. 総ページ数 344
3. 書名 A New Global Economic Order: New Challenges to International Trade Law	

1. 著者名 河野真理子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 509
3. 書名 現代国際法の潮流第1巻	

1. 著者名 河野真理子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1033
3. 書名 実証の国際法学の継承	

1. 著者名 河野真理子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 803
3. 書名 国際法のダイナミズム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------